

令和 7 年 横審第 17 号

裁 決

漁船 A 防波堤衝突事件

受 審 人 a

職 名 A 船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官畠中充出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和 6 年 12 月 19 日 22 時 30 分

三重県尾鷲港

2 船舶の要目

船種 船名 漁船 A

総トン数 19 トン

全長 23.90 メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 603 キロワット

### 3 事実の経過

Aは、平成14年3月に進水した船体中央やや船首寄りに操舵室を配した沖合底びき網漁業に従事する軽合金製漁船で、同室前部中央に操舵スタンド、その左舷側に機関遠隔操縦レバー、レーダー、第二種船橋航海当直警報装置（以下「当直警報装置」という。）及び魚群探知機、同スタンド右舷側にG P Sプロッター2台及び潮流計、操舵スタンド後方に操縦席をそれぞれ備え、a受審人ほか5人が乗り組み、操業の目的で、船首0.6メートル船尾2.4メートルの喫水をもって、令和6年12月19日03時30分和歌山県串本港を発し、同港東方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、04時30分前示漁場に到着して操業を繰り返し行つた後、17時40分水揚げのため尾鷲港に向けて発進して単独で操船に当たり、20時00分機関長に操船を引き継ぎ、操舵室後方で仮眠をとった。

ところで、尾鷲港は、尾鷲湾の南西部に位置する港口が東方に開いた港で、港奥西部に南北方向に延びる長さ約440メートルの第1防波堤及び長さ約160メートルの第2防波堤がそれぞれ築造され、第1防波堤南端及び第2防波堤北端によって、距離約90メートルの港口が形成されていた。

また、Aに装備された当直警報装置は、操作パネル本体にリセット機能及びモーションセンサーをそれぞれ備えており、5分以内に同センサーによって当直者の動きを感知するか、リセットスイッチが押されないと警報を発するように設定されていた。

そして、a受審人は、本件発生2日前の同月17日から連日12時間以上の操業を行い、前日の18日には串本港で約6時間の睡眠がとれたものの、本件発生当日の漁場発進時に疲労を感じていた。

a 受審人は、22時00分三重県桃頭島東方沖合に至り、機関長と交代して操縦席に腰を掛けて単独で操船に当たり、航行中の動力船を示す法定灯火を表示してレーダー、G P S プロッター及び当直警報装置をそれぞれ作動させ、尾鷲港東方沖合を西行し、22時18分僅か過ぎ尾鷲港大曾根浦東防波堤灯台（以下「大曾根浦灯台」という。）から068度（真方位、以下同じ。）1.2海里の地点で、針路を271度に定めて自動操舵とし、10.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a 受審人は、22時25分僅か過ぎ大曾根浦灯台から352度900メートルの地点に至り、速力を8.0ノットに減じて船内に入港準備を知らせるベルを鳴らし、舵輪の左舷後方に立った姿勢で、手動操舵に切り替えて舵輪に右手を掛けた状態で、探照灯を点灯させて尾鷲港の港口を照らしながら続航した。

減速したとき、a 受審人は、連日の操業による疲労に加えて、間もなく港に着くことから気が緩み、眠気を催したが、立って操船していれば居眠りすることはないものと思い、乗組員を操舵室に呼び、2人で当直に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった。

こうして、a 受審人は、単独で操船を続けて間もなく居眠りに陥り、22時26分僅か過ぎ大曾根浦灯台から337度970メートルの地点に達し、僅かに右舵がとられて緩やかに右回頭しながら、当直警報装置の警報が発せられないまま、第1防波堤に向かって進行し、22時30分大曾根浦灯台から307度1,680メートルの地点において、Aは、船首が281度を向いたとき、原速力で、第1防波堤に衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の南西風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

衝突の結果、球状船首及び船首外板に凹損等を、第1防波堤は側壁に修理を要しない擦過傷をそれぞれ生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件防波堤衝突は、夜間、尾鷲港において、入航中、居眠り運航の防止措置が不十分で、第1防波堤に向かって進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、尾鷲港において、単独で操船に当たって入航中、連日の操業による疲労に加えて、間もなく港に着くことから気が緩み、眠気を催した場合、居眠り運航に陥ることのないよう、乗組員を操舵室に呼び、2人で当直に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、立って操船していれば居眠りすることはないものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかつた職務上の過失により、単独で操船を続けて居眠りに陥り、緩やかに右回頭しながら第1防波堤に向って進行して同防波堤への衝突を招き、船体及び第1防波堤にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年11月20日

横浜地方海難審判所

審判官 高木省吾